

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 3 0 年 6 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 6 回定例総会議事録

署名委員 中村 秀明

署名委員 吉 卓男

奄美市農業委員会第6回定例総会議事録

1. 招集日時 平成30年6月25日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2		10	中棚昭三十
3	山下 優子	11	肥後 安美
4	柴 清安	12	濱手 薫
5	福島 吉宏	13	土浜 良二
6	前田 孝徳	14	中村 秀明
7	松崎 文好	15	吉 卓男
8	野崎 清志	16	平井 孝宜

4. 欠席委員 西 盛満

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 丸田 宗八郎

住用分室長 原 俊三

6. 報告事項

- ・農地パトロールについて
- ・7月定例総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について

議案第37号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第38号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第39号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定に

ついて

議案第40号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

- ・ 農業委員会活動記録簿の記入について

(4) その他

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>ただいまの出席委員は15人です。総会は成立いたしました。これから、平成30年第6回定例総会を開会いたします。</p> <p>(欠席委員は西 盛満委員)</p> <p>それでは、議事日程に入ります。</p> <p>日程第1</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>本総会の会議録署名委員に14番 中村 秀明 委員と15番 吉 卓男 委員のお二人を指名いたします。</p> <p>日程第2</p> <p>会期の決定を議題といたします。</p> <p>本日の総会は、日程通知のとおり議案第34号から議案第40号までの7件を予定いたしております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって</p> <p>本総会の日程は、1日と決定いたしました。</p> <p>本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>日程第3</p> <p>議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の調査案件が含まれておりますので、議長を松崎会長代理に交代して議事を進めたいと思いますのでよろしくお願いたします。</p> <p>(議長交代)</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>

2 ページ、No.2 2 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。受人は新規就農者として笠利地区において営農をされており、取得地にはカボチャを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

1 3 ページ、No.2 3 につきましては、売買による所有権の移転でございます。受人は現在サトウキビを約6 0 a 栽培しており、必要機材も所有しております。取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

3 0 ページNo.2 4 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。2 1 ページにありますように受人は農地面積1 3, 6 1 3 m²に果樹を栽培しており、取得地には野菜を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.2 5、No.2 6、No.2 7 の3 件につきましては、取り下げ願が出ております。

5 4 ページNo.2 8 につきましては、売買による所有権の移転でございます。譲受人は土地の所有はしておりませんが、5 9 ページには営農計画書を添付しております。営農計画書の内容は7 0 a と記載されていますが、利用権設定されていない土地であったため、目標面積としてご理解いただきたいと思います。取得地にはサトウキビを植栽する予定です。

6 3 ページNo.2 9 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。2 5 ページにありますように受人は自作地・借入地に果樹・野菜等を約2 0 a 程栽培しており、農機具等も必要機材は揃っております。取得地には果樹・野菜を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

7 6 ページNo.3 0 につきましては、売買による所有権の移転でございます。7 8 ページにありますように受人は笠利地区において大規模農家でサトウキビ栽培をされており、農機具等も面積拡大に伴う必要機材は揃っております。取得地には同じくサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

以上6 件でございます。

農地法第3 条第2 項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。

議 長

(松崎会長代理)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。

1 番

(前山委員)

農地法第3 条の規定による許可申請No.2 2 の譲渡人、譲受人について報告いたします。

2 2 日の午前1 1 時半頃譲渡人のお宅を訪問しまして聞き取り調査を行いました。贈与の内容についてお聞きしたところ譲渡人の娘さんが譲受人の奥さんになられているという事で、本人は高齢で土地の耕作は出来ないから子供に贈与する事で申請書どおり間違いはないという事です。

譲受人に関しましては、24日の午前8時半に電話いたしまして、本人の自宅で聴き取りをいたしました。

農業する以前は、本土の方でIT関係の仕事をされていたという事で、島に来てから、笠利の農業研修センターで1年間研修を積まれて、その後カボチャを中心に経営をされているという事でした。申請の土地の2筆は、親と利用権設定が行われていましたが、これは同時に合意解約で今回一緒に申請されております。以上です。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

15番

(吉委員)

No.22の土地について調査報告をいたします。

現地確認を6月19日午後2時より行いました。

10ページをお開き下さい、429番は・438番については現在、カボチャを植えてあり、438番は収穫が終わっていましたが429番はこれからのようでした。

それから11ページ742番の1.2.3また、872番1はカボチャが植えてありましたが、ビニールを張ったままで、収穫されずに放置されておりました。草に覆われた状況になっていました。

874番の1と4は何も植えてなく草に覆われていま。12ページ353番の1と2は耕作放棄された状態です。現地を確認して考えるのは贈与されても名瀬からの通勤農業では手が回らないのではないかと心配しております。土地は基盤整備地区でもありますので今後頑張ってくださいと考えております。

農地法第3条の「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。

13番

(土浜委員)

農地法第3条の規定によるNo.23について、調査報告をいたします。

6月20日午後1時頃、受人に直接会い話を聞きました。

渡し人の母親と受人の母親は親戚関係にあり、申請地も30年以上前から受人がサトウキビを栽培していたところで、渡し人は現在東京に住まわれており島に帰る予定はないという事で今回の許可申請に至ったそうです。

土地につきましては、6月20日午後1時30分頃現地を確認に行きました。資料の19ページをご覧ください。申請地は県道土浜バイパス沿いにあり、現在はサトウキビが植えられていました。隣の畑のサトウキビが植えられており、受人は以前からサトウキビを栽培しており、何ら問題はないものと考えます。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

事務局

(丸田笠利分室長)

No.23の件につきまして調査報告をいたします。

東京都在住の譲渡人に再度確認したところ、申請内容のとおりですのでよろしくお願いたしますという事でした。

1 番

(前山委員)

農地法 3 条の No. 2 4 について報告します。

2 3 日の 1 1 時半頃、知名瀬の譲渡人宅を訪問し、その後土地を確認し、同日、譲受人宅を訪問いたしました。譲渡人は譲受人の叔母さんにあたる方で、5 年ほど前に本土の方から引き上げて帰ってこられたそうです。その以前にはスモモを植えられていたそうで、現在はパッションが植えられています。譲受人に確認したところ、申請書の中身の四季の野菜とありますが、果樹に訂正をお願いします。また、世帯員の労働力も 3 名にお願いしますとの事でした。その他は申請書のとおり間違いありませんのでよろしくをお願いしますとの事でした。

1 0 番

(中棚委員)

議案第 3 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について No. 2 8 の所有権移転の売買に係る譲受人について報告します。

譲受人に 6 月 1 9 日午後 6 時に、本人自宅にて書類の確認と色々話を伺いました。今回の土地については、譲受人の叔父がサトウキビを作っていたが、耕作が出来なくなったため譲受人がサトウキビを栽培しているそうです。叔父が栽培している時から売買の話はあったが、今回譲受人が栽培するようになって今回の売買の話が進んだようです。また譲受人は団体職員ですが、父親はサトウキビ栽培農家で、実家が畑の近くですので農業もやっており、サトウキビを作っております。今回の売買には問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

No. 2 8 の農地法第 3 条の規定による許可申請でございますが、6 月 1 9 日火曜日 1 1 時に東京在住の渡し人の本人と連絡がとれ、売買の件について確認したところ年齢も高齢で、奄美に帰る予定もないという事から今回の案件についてはよろしくをお願いしますという事でしたので報告いたします。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

農地法第 3 条の規定による No. 2 8 の土地について調査報告します。

6 月 2 0 日午後 2 時頃現地の確認を行いました。資料の 6 1. 6 2 ページをご覧ください。申請地は土浜集落県道から海岸に少し入ったところであり、現在はサトウキビが植えられています。県道と申請地の間には 2 軒家が建っていますが、申請地は 5. 6 m 位、下がっています。その他周辺はサトウキビ畑ですので問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長

(松崎会長代理)

続きまして NO. 3 0 を先に審議いたします。

1 1 番

(肥後委員)

農地法第 3 条の許可申請の No. 3 0 について受人と、土地について調査いたしましたので報告します。6 月 2 2 日午前 1 0 時に受人宅へ伺いましたら在宅でございましたので、すぐに申請された土地に案内していただき調査をいたしました。

申請地を買うことになったのは渡し人が鹿児島へ転居するため、相談があつて買うことになったという事です。申請地の土地は暫く耕作していなかった為、荒れ果てていましたが、場所の確認の為に重機できれいにしてありました。所在地については82ページを参照し土地改良の済んだ、宇宿集落に近い場所にあり防風林も成長しているので、果樹・野菜・サトウキビ何でも作れると喜んでおられました。申請書には間違いのないのでよろしくお願ひしますとの事でした。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。以上ですのでご審議よろしくお願ひいたします。

事務局

(丸田笠利分室長)

No. 30の農地法第3条の規定による許可申請書でございますが、6月22日鹿児島在住の渡し人と電話で売買の確認が出来ました。渡し人は今後奄美に帰る事が無いことから、家・屋敷・畑のすべてを処分したいと話しており今回の売買についてもよろしくお願ひしますという事でしたので報告いたします。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上す。

議長

(松崎会長代理)

No. 29を審議したいと思いますが、福委員の案件がありますので、福委員の退席をお願いします。

(福委員退席)

15番

(吉委員)

農地法3条の規定によりNo. 29の調査報告をいたします。

6月の19日午後2時30分頃に受人に直接お目にかかって話を聞くことが出来ました。63ページをお開き下さい。受人、渡し人は親子関係で受人は現在サトウキビ栽培に意欲的に取り組んでおります。

今回の申請書の内容に間違いがないとの事でした。問題はないものと思われます。

渡し人について、同日に渡し人とも直接お目にかかって話を聞きました。高齢のために、息子に譲りたいとの事でお願ひしますとの事でした。申請書の内容についても間違いのないとの事です。

次に土地について、73ページをお開き下さい。申請地の918番、74ページの666番、75ページの882番1、883番の4カ所の畑でサトウキビが栽培されておりました。内、918番以外の3カ所が基盤整備地区の畑で、4カ所とも周辺の農地への影響もなく問題はないと思います。

農地法第3条の、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

(松崎会長代理)

それではこれから本案に対する質疑に入ります。

No. 29について審議いたします。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よってNo.29の許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

福委員の着席を求めます。

(福委員着席)

続きまして残りのNo.22からNo.30までの質疑に入ります。
No.22について、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

(松崎会長代理)

それではNO.23について質疑はございませんか

(「なし」の声あり)

(松崎会長代理)

NO.23について質疑はございませんので終結いたします。

それではNO.24について質疑はございませんか

(「なし」の声あり)

(松崎会長代理)

No.25～No.27については取り下げですので、No.28について質疑はございませんか

(「なし」の声あり)

(松崎会長代理)

続いてNO.30について質疑はございませんか

(「異議なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第34号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第34号農地法第3条の規定による許可申請については、審

議の結果、これを認めることに決定いたしました。

(議長交代)

議長

(前山会長)

日程第4

議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の議案の朗読と農地区分の報告)

85ページNo.11につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は名瀬大熊町の都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

94ページNo.12につきましては、売買による所有権の移転で、事務所兼水耕栽培用のコンテナを設置するための申請でございます。

本件は、先月の非農地願で申請されましたが、5条申請が望ましいためと判断され不許可になった案件でございます。申請地は、知名瀬の中央部分に位置し、県道より海側に100mほど入った場所で、現在更地の状態でございます。

農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

103ページNo.13につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は笠利町喜瀬の打田原から手花部に入った集落内で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

111ページNo.14につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は名瀬大熊町の都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

119ページNo.15につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は笠利町用安集落内の道路から空港方向へ250mほど行った土地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上5件でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人、土地の順に報告をお願いします。</p>
1 2 番	<p>(濱手委員)</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請についてNo.11についての調査報告をいたします。譲受人6月20日午後5時に直接話を聞くことができました。</p> <p>譲受人は31歳で、若いうちにマイホームを持ちたいという夢があり、今回この土地を譲り受ける事になったそうです。今年内の完成を目指し融資の目処もたっているそうです。</p> <p>土地については、現在周りは住宅が建ち、大熊地区の区画整理事業で行われ空き地になっているところで、雑草もあまり伸びてなく、すぐに利用できる状態です。事前着工も行われてなく問題はないと思われます。以上報告いたします。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>NO.11の農地法第5条の規定による許可申請、譲渡人について報告します。</p> <p>譲渡人は86ページに3名の氏名所在地が添付されています。この3名の方は兄弟でございます、父親が名瀬に住まわれていることから、この申請書類については父親に一任されているという事で父親に確認いたしました。</p> <p>6月11日月曜日、丁度役所に譲渡人の父親が仕事で訪問され、その際に面談を行い、申請内容について確認しました。</p> <p>土地の所在・面積・対価に間違いなく申請書のとおりでございますので、委員会の皆様のご審議をよろしく申し上げますとのことでございました。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>NO.12の農地法第5条の規定による許可申請、譲渡人について報告します。</p> <p>6月19日18時頃、譲渡人にお電話にて申請内容の確認をさせていただきました。</p> <p>申請地には事務所兼水耕栽培用のコンテナ設置となっており、この水耕栽培においては、大手企業と提携して実施したいという意向で、農業委員会の決定後、速やかに大手企業と協議し着工したいとの意向でございました。</p> <p>申請地の場所、面積対価等については間違いありません、農業委員会の皆様のご審議をよろしく申し上げますとのことでございました。</p>
2 番	<p>(西委員) (池次長代読)</p> <p>西委員が欠席のため代読いたします。</p> <p>譲渡人と土地について報告します。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請NO.12です。</p> <p>6月22日金曜日午後1時頃譲渡人に自宅の方で聞き取り調査をいたしました。申請地は先月の非農地認定にもありましたように10年前建設業者に貸して盛り土をしてそのままの状態に放置している土地です。何も利用できないので、前々から土地を売りたいという事で、譲受人に土地を売りますという事です。</p> <p>地番・面積対価等も申請書のとおり間違いはないという事です。</p> <p>土地、申請地は99ページにありますように周囲は宅地で申請地は更地の状態です。</p>

<p>事務局</p>	<p>以上ですご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>(丸田笠利分室長)</p> <p>N0. 1 3 の農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請でございますが、売買の件で、埼玉県在住の譲渡人 6 月 1 9 日火曜日 2 時 4 0 分電話いたしました。確認の電話を入れましたら間違いございませんという事でしたので、また受人ともお話することができまして、許可後 3 0 年 7 月から 1 0 月にかけて住宅を建てたいとの申し出がありましたのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>6 番</p>	<p>(前田委員)</p> <p>議案 3 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請 N0. 1 3 につきまして、6 月 2 2 日午後 2 時に土地について調査いたしましたので報告いたします。総会資料の 1 0 9 ・ 1 1 0 ページをお開き下さい。手花部前肥田集落でございますが、道路沿いの海側の農地でございます。現在さとうきびの収穫が終わった状態で、肥培管理はあまり良くない状態で、事前着工もしておりません、住宅とも隣接しておりまして、やむを得ないと考えておりますので委員の皆様のご理解とご審議方をよろしくお願いたします。</p>
<p>1 2 番</p>	<p>(濱手委員)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請 N0. 1 4 について調査報告をいたします。譲渡人に 6 月 1 9 日午後 1 時に今回譲渡される土地の前で待ち合わせして話を聞くことができました。この書面に記載されているとおり間違いのないということです。土地について、でございますが、大熊区画整理事業が行われた区画内の一部で、空き地になっているところです。短い雑草が生えている程度です。事前着工もなく問題ないと思います。以上報告いたします。</p>
<p>1 5 番</p>	<p>(平井委員)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請 N0. 1 4 についての調査報告をいたします。6 月 2 3 日 1 8 時、受人に直接お会いしてお話を聞くことができました。受人は住宅の建設が目的であります。現在は民間の住宅に住まわれており、希望する場所等が見つかり申請したようです。申請許可後に着工し年度内の完成を予定しています。資金計画も申請書どおり間違いのない事でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>N0. 1 5 の農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請でございますが、6 月 2 0 日水曜日昼の 1 時から 2 時に関しまして、渡し人それと受人に売買の件で電話をいたしました。受人はいずれ奄美に移住するつもりで許可を待っているとの事でした。渡し人は長い間奄美にも帰省してなく将来的にも帰る事がないので譲っても良いと言われましたので報告いたします。以上ですご審議よろしくお願いたします</p>
<p>1 3 番</p>	<p>(土浜委員)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請 N0. 1 5 についての調査報告をいたします。</p>

土地について6月20日午後3時頃仲介人の立ち会いのもと、丸田分室長と一緒に現地を確認してきました。資料の125ページをご覧ください。申請地は県道用安バイパスから入り集落から少し外れた所にあり、現在は草や木が繁っていますが農地というより手入れをしたら庭のような形になりそうな所でした。隣も荒地でしたが手を入れたら立派な庭になる様な感じの場所でした。以上ですご審議の程よろしくお願いします。

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」のこえあり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第35号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号農地法第5条に規定による許可申請については、審議の結果、各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

議 長

(前山会長)

日程第5

議案第36号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第36号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第6

議案第37号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

一寸お聞きしますが、15年という年数は長いような気がするのですが、大丈夫ですか。

事務局

(用稲局長)

この土地につきましては、事業導入を計画している土地でございますが、事業を導入するにあたり、最低10年の使用貸借が条件となっておりますので、15年の期間となっております。

15番

(吉委員)

このような場合は朗読、説明の中で言ってもらいたいと思います。

事務局

(用稲局長)

はい、分かりました。

議長

(前山会長)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>日程第7</p> <p>議案第38号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(原住用分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
事務局	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
12番	<p>(濱手委員)</p> <p>終期が32年と記載されていますが33ではないですか。</p>
事務局	<p>(原住用分室長)</p> <p>はい、33年に訂正をお願いします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。</p> <p>議案第38号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第38号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第8</p> <p>議案第39号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(丸田笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第39号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第9

議案第40号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には野崎委員に関する案件が含まれておりますので野崎委員の退席を求めます。

(野崎委員退席)

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(丸田笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第40号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

それでは、野崎委員の着席を求めます。

(野崎委員着席)

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

- ・ 農業委員会活動記録簿の記入方法についての説明

(前山会長)

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成30年 6月25日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 用稲 工巳